

## 平成22年度地域づくり団体等活動支援事業の実施に係る留意事項

事業の実施については、実施要綱とともに次の事項に留意してください。

### 1 助成対象事業

(1) 要綱第3の1の(1)の「講師等派遣事業」は、自主的・主体的な地域づくりを支援対象とすることから、以下の事業は助成対象となりませんので、留意してください。

①行政機関が主導して行う事業

②どのように地域づくりに貢献するのか不明確な事業

(2) 「講師等派遣事業」は、単に指導・助言のみを行う事業は想定していません。

### 2 新規登録団体が実施する場合の対象事業

要綱第2の(1)及び第6の(2)により、全国協議会に新規登録した地域づくり団体については、登録の日から4ヶ月以降に開催する事業が対象になります。

#### 《参考》

全国協議会に新規登録 → (2ヶ月) → 申請 → (2ヶ月) → 事業実施  
【根拠となる規定】 要綱第2(1) 要綱第6(2)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・要綱第2(1) 登録団体(ただし、前年度において「地域づくり団体等活動支援事業」の助成を受けた団体及び全国協議会に登録後2ヶ月未満の団体を除く。)</li><li>・要綱第6(2) 助成金を受けようとする助成対象団体の代表は、全国協議会会長(以下「会長」という。)に、事業実施の2ヶ月前までに、助成金交付申請書(様式1-1又は1-2)に収支予算書及びその他参考となる資料を添付のうえ提出するものとする。なお、登録団体の代表は、都道府県協議会を通じて提出するものとする。</li></ul> |
|---|

### 3 謝金及び旅費について

(1) 講師等の助成対象人数について

要綱第4の(1)及び(2)について、講師等を2名以上招聘する場合にも、それぞれ助成の対象になります。ただし、助成する謝金及び旅費は、それぞれ総額10万円を限度とします。

(2) 通訳について

要綱第4の(1)及び(2)について、講師等派遣事業で外国人の方を講師招聘する際に通訳が必要とされる場合、通訳の方の謝金及び旅費については、助成対象として含めることができます。ただし、1事業の申請に対する謝金及び旅費は、それぞれ総額10万円を限度とします。また、謝金は講師に適用する謝金額の2分の1を限度額とします。

(3) 特急料金の取り扱いについて

要綱第4の(2)について、特急料金は、乗車距離が100キロメートルを越える

場合が助成対象になります。また、特急列車を乗り継ぐ場合、乗り継ぐ特急列車の乗車距離が50キロメートルを越えるときは併せて対象になります。運行ダイヤ等やむを得ない場合は、この限りではありませんので、留意してください。

4 要綱第6から第12までの規定に基づく事務の流れについては、別紙のとおりです。

5 添付書類について

助成金交付申請書（様式1）には「その他参考となる資料」として、講師等のプロフィール及びプログラムやチラシなど、講師等が講演または指導等を行う時間がわかる書類を添付してください。

6 領収書について

(1) 実績報告書（様式2）に添付する領収書（様式4）については、領収書の写しを全国協議会に提出してください。

(2) 講師等が2名以上の場合は、それぞれの講師から領収書を受領してください。代表者による一括の領収書では受付できませんのでご注意願います。

7 振込口座について

助成金の振込口座は実施団体名義のものとしてください。個人名義等、実施団体名義以外の口座にはお振り込みできませんのでご注意願います。

8 助成金の交付希望日について

(1) 原則「五・十日」（ごとうび：5日、10日、15日、20日、25日、月末日）の日付で申請していただくようお願いします。なお、土日祝日の場合は直前の金融機関営業日となります。

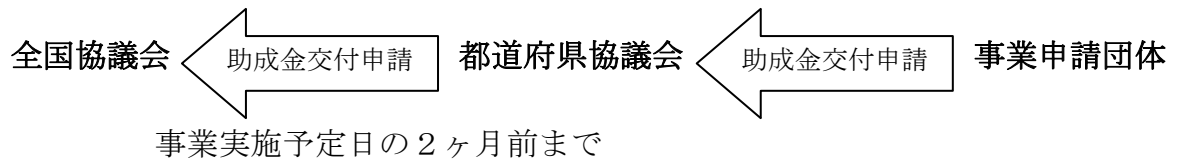
(2) 交付希望日が空欄の場合は、全国協議会が指定する支払日とします。

(3) 助成金の仮払いは、原則として事業実施の1週間前からの支払いとなりますので、仮払いを申請される際は、ご注意願います。

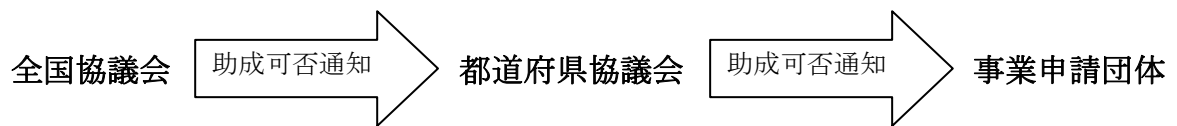
《事務手続きの流れ》

(1) 登録団体の場合

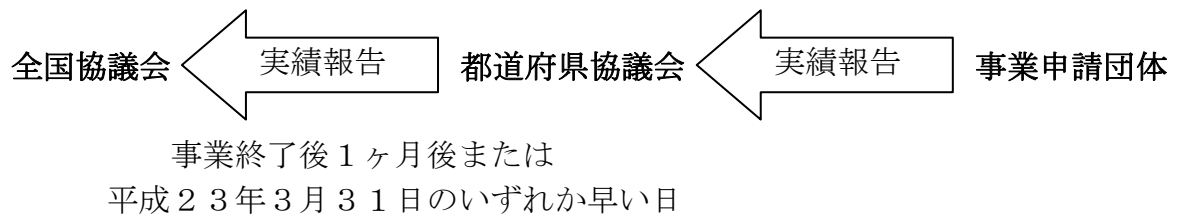
① 助成金の交付申請



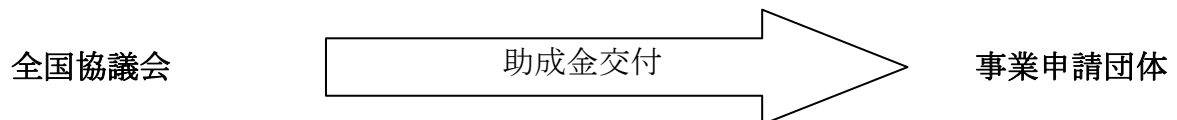
② 助成金の交付決定



③ 実績報告

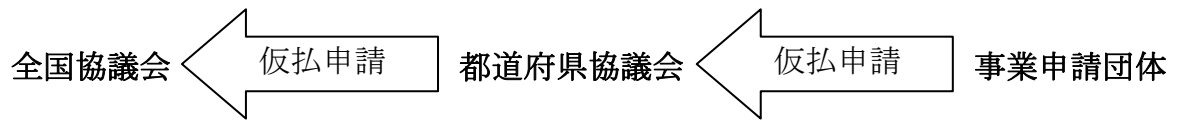


④ 助成金交付



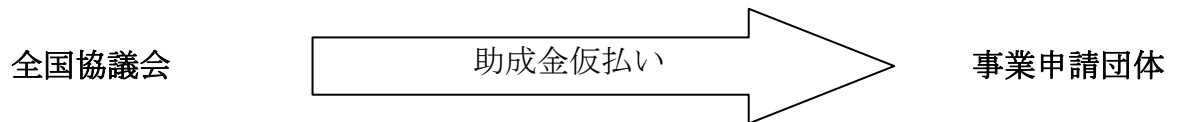
※ 仮払申請する場合

① 仮払金の申請



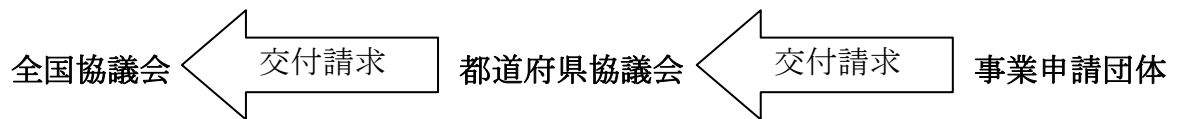
事業実施予定日の1ヶ月前まで

② 仮払い



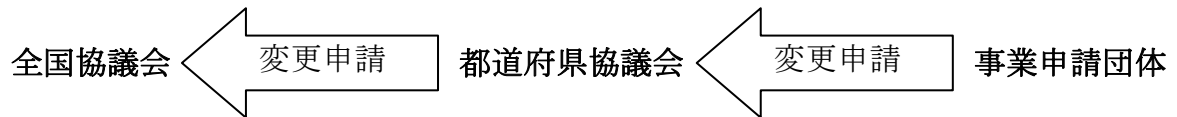
事業実施予定日の1週間前以降

③ 仮払金の精算

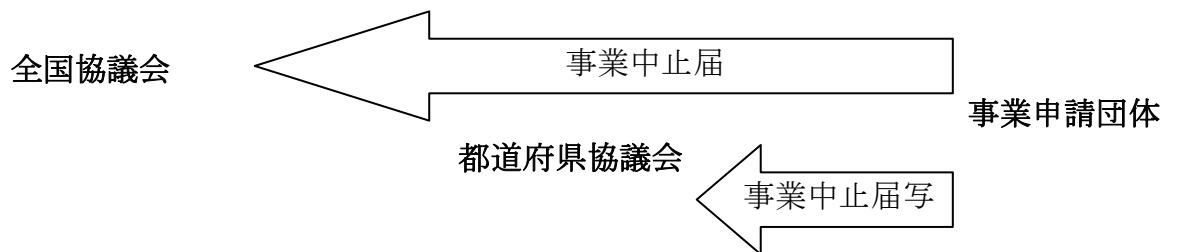


実績報告と同時

※ 変更する場合

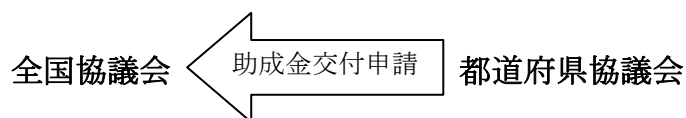


※ 中止する場合



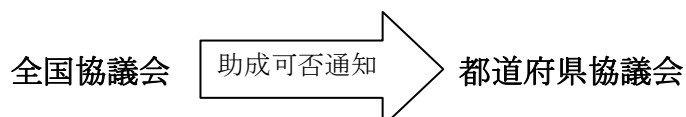
(2) 都道府県協議会の場合

① 助成金の交付申請

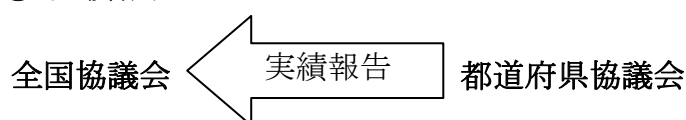


事業実施予定日の2ヶ月前まで

② 助成金の交付決定



③ 実績報告



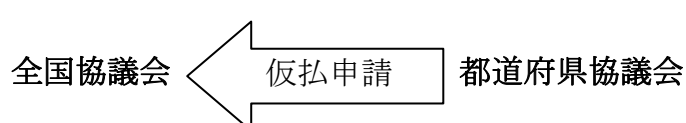
事業終了後1ヶ月後または  
平成23年3月31日のいずれか早い日

④ 助成金交付



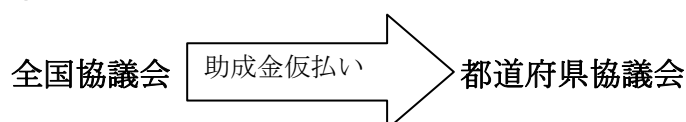
※ 仮払申請する場合

① 仮払金の申請



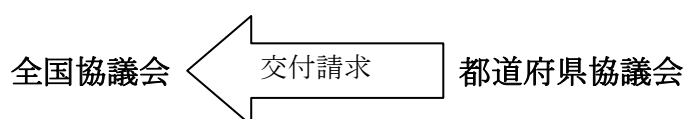
事業実施予定日の1ヶ月前まで

② 仮払い



事業実施予定日の1週間前以降

③ 仮払金の精算



実績報告と同時